



神奈川県

横浜川崎治水事務所

平成30年度

横浜川崎治水事務所事業概要

平成30年8月

■はじめに

県内総面積の約2割、同総人口の約4割を占める横浜市(全域)の「河川(県管理)」、「急傾斜地」および「県立公園・緑地等」を所管する当事務所は、大都会横浜の都心部等を抱え、高潮や大雨時等が発生した時の浸水・溢水が懸念されている低水地対策や、危険が高い箇所の急傾斜地対策と共に、県民に‘憩い’や‘ふれあい’等を提供する魅力ある都市公園づくりを推進しています。

■河川事業

県管理の河川については、時間雨量50mm対応の改修がほぼ完了し、現在、治水安全度の更なる向上を目指し、柏尾川の新たな遊水地整備や帷子川の河川改修等を進めています。また、周辺まちづくりと連携した大岡川水系の親水拠点整備についても、今年度から堀割川の磯子地区で工事に着手します。

■急傾斜地事業

急傾斜地事業対策については、「土砂災害から、県民の‘いのち’を守る」ため、急傾斜地崩壊防止施設の整備と共に、土砂災害防止法に基づく土砂災害‘特別’警戒区域の調査や指定などのハードとソフト両面からの‘総合的な土砂災害対策’に引き続き取り組んでまいります。

■公園事業

所管する都市公園(保土ヶ谷、三ツ池、四季の森)と園地(篠原)などについては、施設改修や設備更新等を着実にしながら、適切に管理してまいります。

組織名称		横浜川崎治水事務所	
事務所別名称		横浜川崎治水事務所	川崎治水センター
所管区域		横浜市内	川崎市内
管理河川		鶴見川、帷子川、大岡川、侍従川、境川、宮川 (6水系26河川)	(川崎市内を流れる) 多摩川、鶴見川 (2水系、10河川)
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域	709区域	102区域
	土砂災害警戒区域	2,431区域 (急傾斜地2,428、土石流3)	763区域 (急傾斜地763)
	土砂災害特別警戒区域	3区域 (土石流3)	—
県立公園等		保土ヶ谷公園、三ツ池公園、四季の森公園、篠原園地	東高根森林公園

※ 川崎治水センターについては、別冊「川崎治水センター事業概要」をご参照ください。

目 次

1 概 況	1
(1) 組織の沿革	1
(2) 事務所の機構	3
(3) 職員の配置状況及び分掌事務	4
2 所管区域の概要	6
3 予 算	7
(1) 平成30年度当初予算比較表	7
(2) 平成29年度予算執行状況	8
ア 収 入	8
イ 支 出	9
(3) 平成30年度主要事業	10
4 事務事業の実施状況	17
(1) 平成29年度工事等執行状況	17
(2) 平成29年度許認可等事務処理状況	19
5 管理施設	20
(1) 河川現況	20
(2) 取水庭・遊水地現況	22
(3) 公園・緑地等	24
6 急傾斜地崩壊危険区域等	25
(1) 急傾斜地崩壊危険区域	25
ア 総括表	25
イ 概成状況	25
ウ 区別一覧表	26
(2) 土砂災害警戒区域等	52
ア 横浜市内土砂災害警戒区域指定状況（急傾斜地の崩壊）	52
イ 横浜市内土砂災害警戒区域指定状況（土石流）	52
ウ 横浜市内土砂災害特別警戒区域指定状況（土石流）	52
7 公有財産管理状況	53
(1) 行政財産	53
ア 土 地	53
イ 建 物	54
(2) 普通財産	56
ア 土 地	56
イ 建 物	57
8 水防組織	58
(1) 組織体系	58
(2) 水防事務分掌	59
(3) 水防配備基準	60
(4) 水防時における通信連絡基本系統図	61
9 安全対策	64
県土整備局建設工事安全対策会議 横浜川崎治水事務所部会設置要綱	64